

講演

第27卷第3號 昭和16年3月

本邦防空の一般的態勢

會員 春 藤 眞 三*

要旨 日獨伊樞軸の擴大強化、英米の提携により國際情勢は刻々に變轉しつつある今日、之に則應する高度國防國家の建設は頓に焦眉の問題となつた。然して防空特に民防空に關しては本年1月の閣議決定を俟つ迄もなく、其の整備擴充が超緊急の事に考へられるので、民防空の一般態勢並に今後の動向に就きて二、三の私見を述べて見度い。

1. 現行防空法に就て

現行防空法は昭和12年4月法律第47號を以て制定せられ、之と附隨する勅令と共に同年10月より施行されて居る。

第1條 本法ニ於テ防空ト稱スルハ戰時又ハ事變ニ際シ航空機ノ來襲ニ因リ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ之ニ因ル被害ヲ輕減スル爲陸海軍ノ行フ防衛ニ則應シテ陸海軍以外ノ者ノ行フ燈火管制、消防、防毒避難及救護並ニ此等ニ關シ必要ナル監視、通信及警報ヲ、防空計畫ト稱スルハ防空ノ實施及之ニ關シ必要ナル設備又ハ資料ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ

第2條 防空計畫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ）又ハ地方長官ノ指定スル市町村長防空委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ設定シ主務大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受ク可シ

第3條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ大規模ナル事業又ハ施設ニシテ防空上特ニ必要アルモノニ付行政廳ニ非ザル者ヲ指定シテ防空計畫ヲ設定セシムルコトヲ得

第4條 防空計畫ノ設定者ハ其ノ防空計畫ニ基キ防空ヲ實施シ又ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資料ノ整備ヲ爲スベシ

以上防空法の一部を通覽するに我國の防空とは火急の事態に直面して講ずる所の應急的措置が主であり、これに必要な最小限度の設備又は資料の整備が防空計畫であるかの如くである。又防空施設は原則として公共團體若しくは規模大なる事業又は施設を經營する個人をして設備せしめ、國庫は之に對し要する費用の1/2以内を補助する建前になつて居るのである。但し官廳の營造物に對する防空施設は斷るまでもなく官廳自體が之を設備する。然るに斯くの如き補助政策のみによつて果して防空施設が促進されて居るかと思ふに、必ずしも事實はさうでない様である。例へば小設備防毒面の購入、サイレンの取付、消火栓の増設等の如きものに就いては、斯かる方針を以ても或程度その目的を達し得るが、稍恒久的の對策に至つては公共團體に於て往々まだ認識低く、その熱意を缺き、又は現在機構の關係により、若しくは最近特に資材の入手困難なる事情等に依り國庫の補助あるにも拘らず、その實現を遲滞せしめて居る實情である。況んや恒久的對策に至つては巨額なる經費、資材、勞力等々の關係よりしてその計畫の樹立さへ容易に進まぬ實情にあることは蓋し思半に過ぎるものがある。

云ふ迄もなく防空は國防の最重要なる一面であつて、斷じて姑息的な應急對策にのみ依存して満足すべきでないことは勿論である。然してその施設を公共團體に委ねて安閑たり得ないことと考へられる。この際宜しく補助政策にのみ頼ることなく、その重要なるものに就いては國自らの手に於て之を施設し、その促進を計るべきものではなからうか。

* 内務技師 工學士 法學士 内務省計畫局第一技術課長

2. 防空法施行以來の足跡

前述の外現行防空法には、尙ほ幾多研究を要すべき點を包蔵して居るものと思はれるが、法施行以來茲に4箇年實施せられつゝある事項を概観するに、通信警報設備を始め貯水槽、消火栓、ポンプ、木造建物の防火改修の如き防火消防設備、若くは防毒、綠地等各般の施設に互り、その設備資材の整備に努力する一方、防空活動竝に施設の具體的指導のため下記の如き各種の防空指導要領を制定した。

防空指導一般要領

燈火管制指導要領

防空土木一般指導要領

防空監視及情報通信指導要領

家庭防空消防指導要領

防毒指導要領

防空壕構築指導要領

退去避難及待避指導要領 等

この他勅令を以て警防團令を制定し各種講習會を開催し、防空要員の養成に資する外家庭防空隣保組織の結成に努むる等、民防空體制の強化を目指して毎年數回の防空訓練を實施して居ることは周知のことである。

3. 今後の動向に就て

1. 総合的緊急対策の確立とその急速實施

我が國の都市は木造建物の連擔より成つて居る。従つて防空上防火第一主義の許に當面の對策として、木造建物の防火的改修を企圖することは當然と考へらるゝも、若しこれを以て能事終れりとなすが如き誤解在りとすれば、是は斷乎として一掃しなければならぬのである。

云ふまでもなく防火特に空襲時に於けるが如き同時多發性の火災に對しては家屋の防火的改修に依つて燃焼の速度を減ずることは必要な措置ではあるが、此のみに依存しては消火の目的を達することが出来ないのは明瞭であつて、これと不可分の關係にある消防施設の充實を並行的に伴はなければならない。即ちポンプの整備、防火道路の新設、貯水槽の増設、上水道の強化等水利及消防施設の充實を必要とする。然るに限りある資力、限りある資材を以て然も短時日の間に之が實現を期すべき對策には凡そ程度があり、限度がある。何れかの施設が限度を越えて推進せらるゝ場合、他の施設はその實現不可能なる部分を生じて綜合的見地からは跛行的に陥り、その結果は決して防空の目的に沿ふ所以でないのである。

之を要するに綜合的に合理的な無駄のない然も十分實行性のある緊急對策が速かに確立されその實行が明日にでも着手されねばならぬことは現下の時局に照合して痛感されるのである。

2. 應急的より恒久的對策へ移行の必要

既成都市に於ける建築物、重要施設の防護は差し當り必要なことであつて、斯かる防空施設を行ふ應急對策を講ずると共に、更に是等既成都市を検討する必要がある。元來既成都市は防空的に何等考慮さるゝことなく、永年の傳統に依つて出来上つたもので、其の構成は云ふ迄もなく防空上極めて不利な状態にある。例へば交通施設にせよ供給施設にしても、空襲時の被害に依り直ちに都市全體の機能を停止されるの可能性があるが多分に存在する。従つて是等都市施設は單位を増加して之を分散的に配置するの要あること等が考へられる。即ち、都市施設の配置を検討して徹底的に都市の改造を行はねばならない、茲に都市の再編成を行ふべき防空都市計畫の樹立を必要とするのである。

3. 防空對策を強力に推進する必要

本邦工業生産力の半以上は六大都市及び北九州地方に集中して居り、人口も亦之等の地域に偏在して居る。空襲

によりこれ等生産力が減退する様のことあれば、直ちに以て第一線に影響することは言を俟たない。従つて是等の都市の防空的強化は國土計畫に基く人口、産業の地域的再編成にまで進むべきであり、強力なる軍官民の協力に依る國土計畫の推進に俟つ所多大である。

都市の恒久的防空對策を遂行するには上記の如く人口、産業、交通、公共施設等に就き極めて廣汎な地域的再編成を前提とするのであるから、公共團體の力を以てしてはその實現は困難である。即ち或る種の施設に對しては少く共國自らその實現に進まなければならない。

防空の完璧は都市の徹底的改造を必要とし、斯かる改造事業は恐らく東京、横濱の震災復興事業に優る難事であり、到底公共團體の力を以てしては行ひ得るものとは考へられない。即ち恒久的防空對策を強行に推進するためには是非共國家機關の設立にまで進まねばならない。

國土防衛の見地に於ける國土計畫の推進並に都市の徹底的改造は極めて困難なる事業であるにも拘らず、緊迫せる國際情勢は之が實現の一日も速かならんことを要請して居るのである。これには元より朝野各方面の強き協力に俟つべきものであるが、又土木關係者に課せられたる使命も蓋し大なるものありと謂はなければならない。